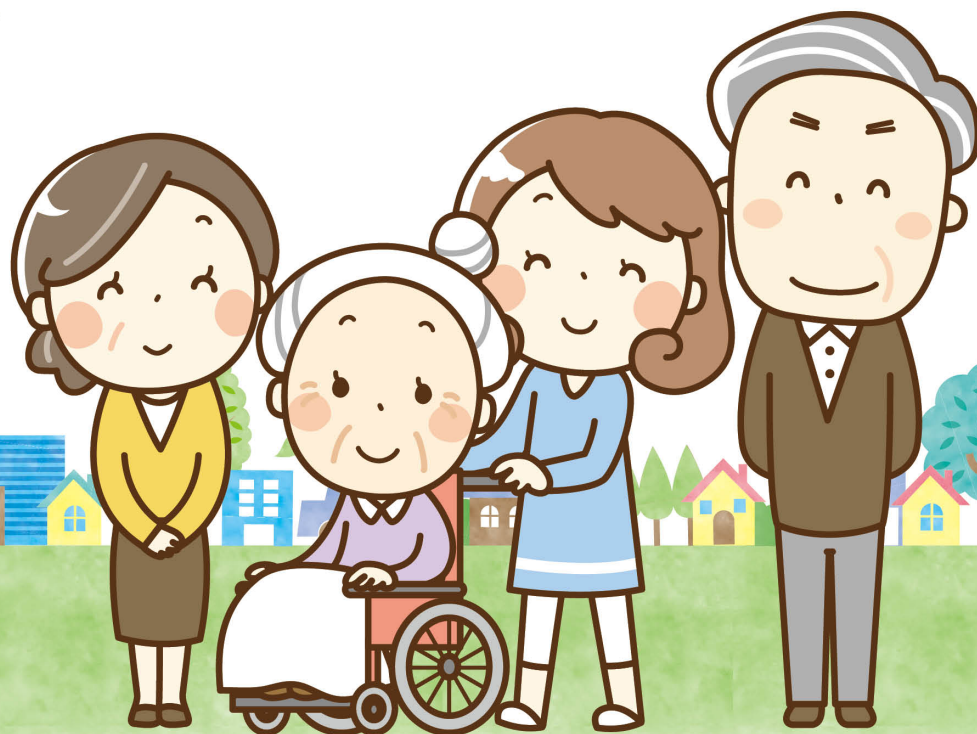


蟹江町第10次高齢者保健福祉計画

及び第9期介護保険事業計画

(概要版)



令和6年3月

計画の概要

目前に迫っている2025年(令和7年)には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。また、高齢者の5人に1人が認知症となり、その数は700万人に達すると言われています。さらに、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が予想されています。

こうした国等の動向を踏まえるとともに、施策の実施状況や効果を検証したうえで、団塊ジュニア世代が65歳以上となり急速に高齢化が進展すると見込まれる2040年(令和22年)を見据え、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定します。

計画の位置づけ

国の定める策定指針を踏まえ、「第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画」との整合を図るとともに、本町における上位計画の「第5次蟹江町総合計画」や「蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめとする町の各種関連計画との整合性を図って策定します。

計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)を見据えた中長期的な視点に立った計画を策定します。

計画の期間

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高齢者福祉計画	第9次計画			第10次計画			第11次計画		
介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画			第10期計画		

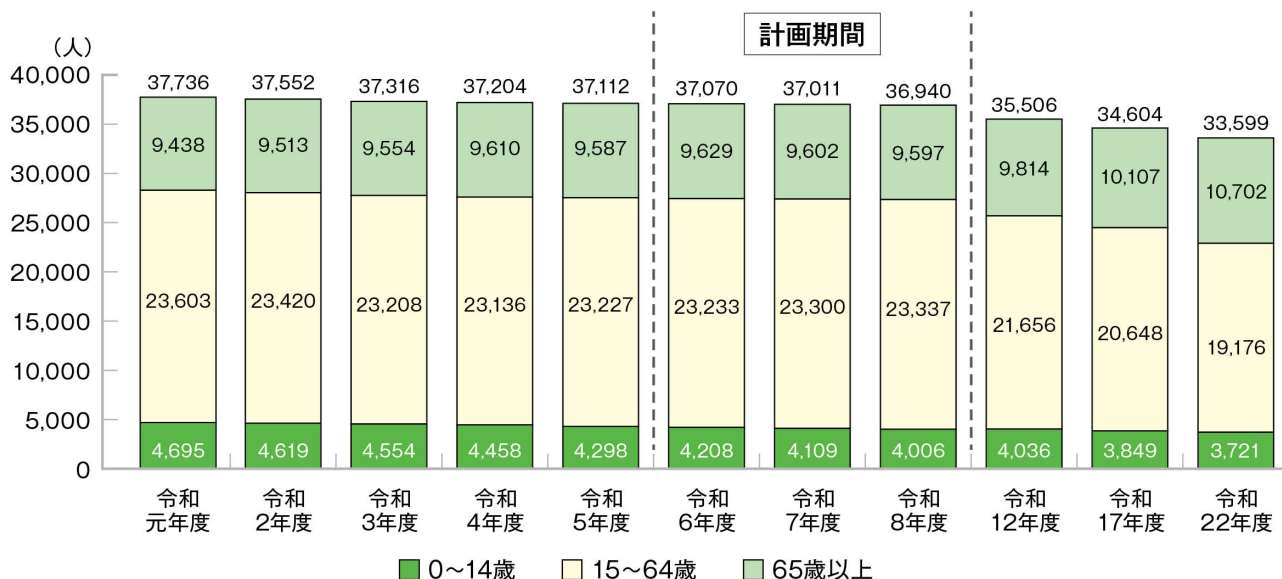


高齢者を取り巻く状況

蟹江町の人口及び高齢者人口の現状と推計

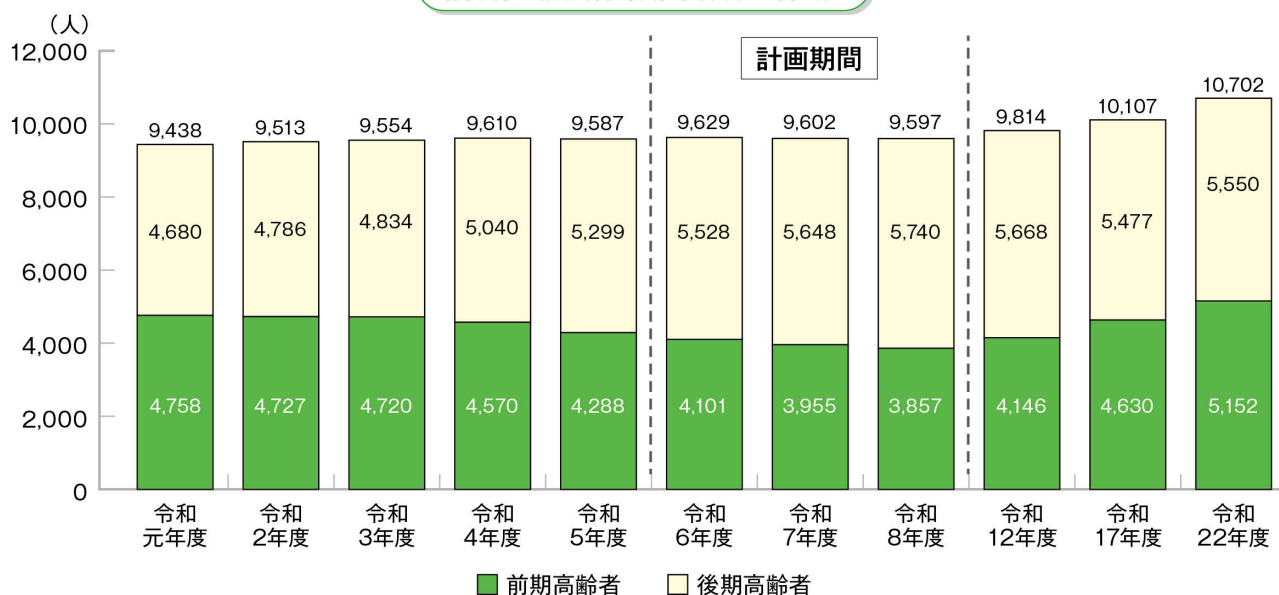
本町の年齢区分別人口の推移・推計をみると、高齢者人口はほぼ横ばいで推移しており、令和5年度では9,587人となっています。高齢者人口をみると、65～74歳人口は減少傾向ですが、75歳以上は増加傾向にあります。

年齢3区分の人口推移



資料：実績値…蟹江町「住民基本台帳」 各年9月30日現在 推計値…コーホート変化率法により算出

前期・後期高齢者数の推移

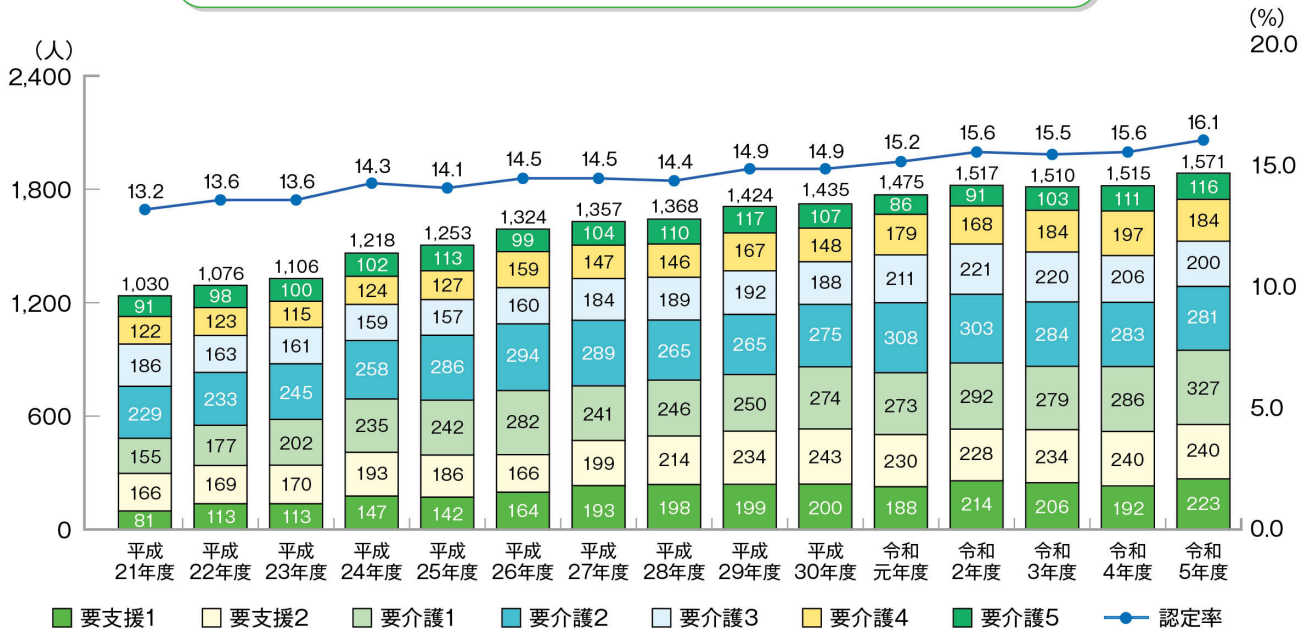


資料：実績値…蟹江町「住民基本台帳」 各年9月30日現在 推計値…コーホート変化率法により算出

蟹江町の要支援・要介護認定者数の現状と推計

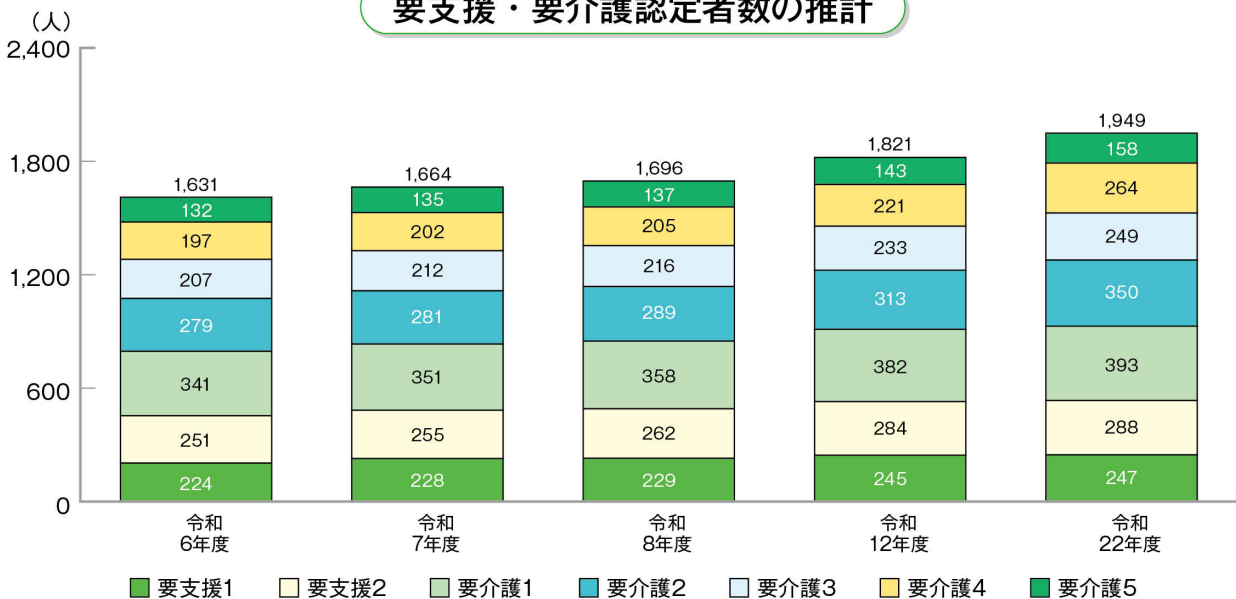
要支援・要介護認定者は増加傾向となっており、特に要介護1が最も増加しています。また、今後も認定者数は増加していくことが見込まれます。

要支援・要介護認定者数の推移(第2号被保険者を含む)



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(令和4年度「介護保険事業状況報告」3月月報、5年度「介護保険事業状況報告」8月月報)

要支援・要介護認定者数の推計



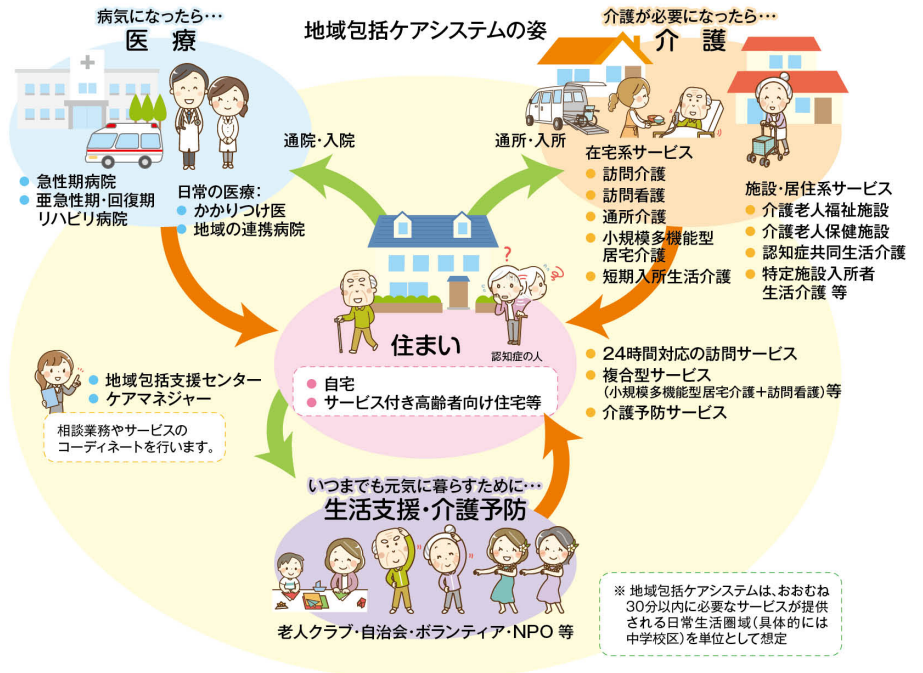
資料：地域包括「見える化」システムによる推計

計画の基本理念

いつまでも、元気に、心豊かに安心して暮らすまちをめざして
～地域共生社会の実現へ～

○地域包括ケアシステムとは

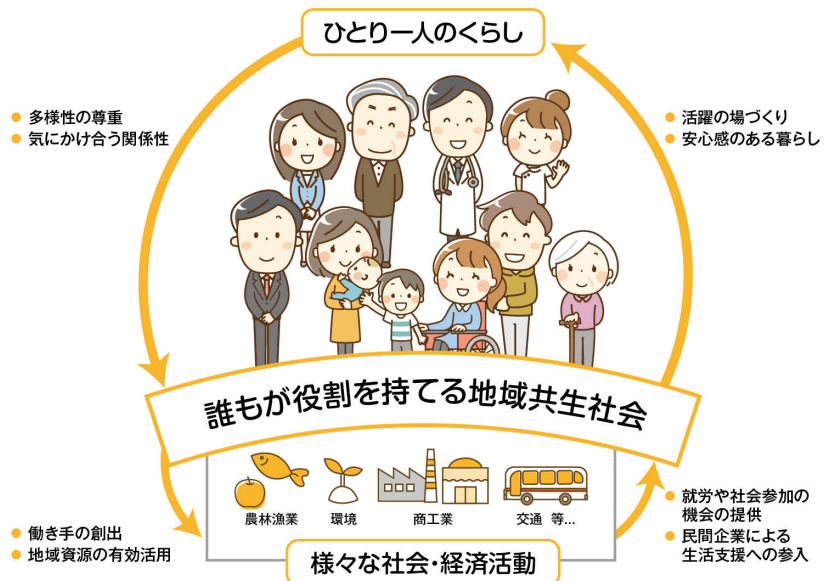
人口減少社会における介護需要の急増という困難な課題に対して、医療・介護などの専門職から地域の住民一人ひとりまで様々な人たちが力を合わせて対応していこうというシステムの事です。



出典：厚生労働省

○地域共生社会とは

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、地域や社会の事です。



出典：厚生労働省

計画の体系

<基本理念>

<基本目標>

<施策の方向性>

いつまでも、元気に、心豊かに安心して暮らすまちをめざして
地域共生社会の実現へ

1 地域で高齢者を支え合う体制づくり推進

1 地域包括支援センターの機能強化

2 地域包括ケア体制の充実

3 保健・医療・福祉との連携

2 健康づくりと社会参加・生きがいの推進

1 健康づくりと介護予防の充実

2 社会参加と生きがいの推進

3 認知症施策の推進

1 認知症の早期発見・初期支援

2 地域で認知症高齢者を支えるための体制づくり

4 安心して住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

1 生活支援の充実

2 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

3 家族介護者への支援の充実

4 住宅の整備と暮らしやすいまちづくり

5 きめ細やかな介護保険サービスの充実

1 居宅サービス

2 施設サービス

3 地域密着型サービス

4 介護サービスの質的向上の促進

5 事業者への支援

6 介護保険事業の運営



計画の基本目標

本計画を進めるために、5つの基本目標を以下のように設定することとします。

基本目標1 地域で高齢者を支え合う体制づくりの推進

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、地域包括支援センターが中核的な役割を担うこととなります。本町では、2か所に地域包括支援センターを設置しており、高齢者の総合相談窓口として相談支援体制を強化するとともに、包括的・継続的マネジメントを効果的に実施します。

また、高齢化が進展する中で、医療と介護の両方の支援を必要とする人が今後増加していきます。保健・医療・福祉分野と介護の連携を引き続き強化し、高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができる体制を構築していきます。

基本目標2 健康づくりと社会参加・生きがいづくりの推進

高齢者が、できる限り介護が必要な状態にならないよう、また、疾病やフレイルの状態となってもできる限りその悪化を防止するため、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、元気な高齢者の増加に努めます。

また、高齢者がいつまでも、元気に、生きがいをもって生活できるよう、高齢者の活動の場や社会参加の機会を提供します。

基本目標3 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い、今後も認知症高齢者が増加していくことが予測されます。認知症初期集中支援チームの活動を強化し、認知症高齢者の早期発見・早期対応を図るとともに、認知症サポーター養成講座等により、認知症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

また、チームオレンジの活動や認知症カフェの開催により、認知症高齢者が人とのつながりや役割を持ち、支える体制を強化し、認知症の方とその家族が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標4 安心して住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

配食サービス、緊急通報システム等の福祉サービスの充実を図るとともに、住民主体の多様な助け合い活動の仕組みづくりを行い、地域で高齢者を支える体制の構築を図ります。

また、介護が必要な状態となっても、尊厳を持って生活が送れるよう、関係機関と連携し、高齢者の権利擁護や虐待防止に努めます。

基本目標5 きめ細やかな介護保険サービスの充実

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活するため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度とするため、介護給付費の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

また、地域包括支援センターを中心に事業者からの相談支援体制を強化し、サービスの質の向上を図ります。

第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、月額5,600円です。被保険者の負担能力に応じてきめ細かな所得段階区分設定を行います。

第9期保険料基準額
5,600円

所得段階	所得等の条件	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人 	0.455 (0.285)	30,570円 (19,150円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人 	0.685 (0.485)	46,030円 (32,590円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人 	0.690 (0.685)	46,360円 (46,030円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる人のうち、合計所得金額と、課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	0.850	57,120円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる人のうち、合計所得金額と、課税年金収入額の合計が80万円を超える人 	1.000	67,200円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人 	1.200	80,640円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 	1.300	87,360円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 	1.500	100,800円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 	1.700	114,240円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 	1.750	117,600円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 	1.900	127,680円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 	2.000	134,400円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の人 	2.100	141,120円
第14段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人 	2.200	147,840円
第15段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人 	2.400	161,280円

※第1段階～第3段階の保険料については、公費による軽減措置を実施するため、()内の保険料額となります。

蟹江町第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画

発行日 令和6年3月
 発行者 蟹江町民生部介護支援課
 〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
 電話 0567-95-1111 FAX 0567-95-9188
 URL <https://www.town.kanie.aichi.jp/>